

特定個人情報保護評価の基礎項目評価書の新様式での提出・公表はお済みですか？

全ての地方公共団体で、6月30日までに対応が必要です！

- ・特定個人情報保護評価はマイナンバーの適正な取扱いを確保するために必要な事前手続です。必ず6月30日までに、速やかに御対応ください。詳細は別添をご覧ください。
- ・新様式で作成した基礎項目評価書をマイナンバー保護評価システムに提出・公表する際は、必ず「評価書の公表」の手続まで行ってください。「評価書の提出」の手続を行うと自動的に公表されるものではないので御注意ください。

<個人情報保護委員会事務局総務課>
保護評価担当 杉山、成川、長谷部、高木
TEL : 03-6457-9768
MAIL : system-pia@ppc.go.jp

経過措置の期限は6月30日です！ 必ず期限内に新様式で公表してください！

平成31年1月1日より、特定個人情報保護評価の基礎項目評価書が新しい様式になりました！

基礎項目評価書

選択式です		
IV リスク対策		
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2) 又は3)を選択した評価実施機関においては、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 調査が残されている		
8. 監査		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] 実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発		
<input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

何が変わったのですか？

基礎項目評価書の記載事項に**新たに「IV リスク対策」が追加されました。**

いつまでに新しい様式で公表する必要があるのですか？

令和元年6月30日までに新しい様式で公表しておく必要があります。

御注意ください！

新しい様式で作成した基礎項目評価書をマイナンバー保護評価システムに提出・公表する際は、**必ず「評価書の公表」の手続まで行ってください。**

「評価書の提出」の手続を行うと自動的に公表されるものではないので御注意ください。

御対応よろしく
お願いします！



<個人情報保護委員会事務局総務課>
保護評価担当 杉山、成川、長谷部、高木
TEL : 03-6457-9768
MAIL : system-pia@ppc.go.jp



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission